

明鏡荘一般型特定施設重要事項説明書
(特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)

1 施設運営法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 山形県社会福祉事業団
法人所在地	〒990-0057 山形県山形市宮町一丁目3番36号
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 加藤 亮
電話番号	023(623)9127

2 利用施設の概要

施設の種別	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	
施設の名称	明鏡荘一般型特定施設	
施設の所在地	〒990-1304 山形県西村山郡朝日町大字大谷1063番地	
施設長名	伊藤 政明	
電話番号	0237(68)2521	
FAX番号	0237(68)2119	
指定年月日・事業所番号	平成27年4月1日指定	山形県指定 0672300738
利用定員	33名(介護予防含む。)	
開設年月日	昭和47年4月1日	
施設の目的	厚生労働省が定める特定疾患等の状態にある40歳から64歳までの方及び要支援又は要介護状態にある65歳以上の方に対し、適正な特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。	
運営方針	(1) 利用者が要支援・要介護状態になった場合でも、施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、相談・支援、機能訓練、健康管理及び療養上のサービスを行うことにより、利用者の心身の機能の維持・向上を図ります。 (2) 当施設の職員は、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。	

3 施設の概要

敷地	総面積	14,495.84㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート平屋建て・一部鉄骨
	延床面積	2,642.87㎡

(1) 居室

種類	室数	面積	1人あたりの面積
1人部屋	1	11.88㎡	11.88㎡
2人部屋	21	15.12㎡	7.56㎡

(2) 主な設備

種 類	室 数	面 積	1人あたりの面積
静 養 室	1	49.00m ²	
浴 室	1	36.00m ²	
特殊浴室	1	25.20m ²	
食 堂	1	140.00m ²	
便 所	3	3.96m ²	
	1	2.80m ²	
	1	6.12m ²	

4 職員体制

職 種	人数	区 分				指定 基準	主な職務	保有資格等
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施 設 長	1 名		1			1	運営管理の総括 職員の指導監督	社会福祉主事
生 活 相 談 員	1 名	1				1	日常生活の相談・ 支援	社会福祉士
計画作成担当者	1 名		1			1	ケアプランの 作成	介護支援専門員 介護福祉士
看 護 師	2 名	1	1			2	医務業務	看護師、准看護師
機能訓練指導員	1 名		1			1	機能訓練	准看護師
介 護 職 員	2 0 名	4	1 2	3	1	1 1	日常生活の介護・ 支援	介護福祉士、ヘル パー2 級、介護支 援専門員等

※上記とは別に事業所内には、養護老人ホーム明鏡荘の従業者がいます。

※管理者は養護老人ホームの施設長と兼務しています。

5 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	休 暇
施 設 長	日 勤 8:30 ~ 17:15 8時間勤務、休憩60分	原則として 週休2日制
生 活 相 談 員	日 勤 8:30 ~ 17:15 8時間勤務、休憩60分	
計画作成担当者	日 勤 8:30 ~ 17:15 8時間勤務、休憩60分	
看 護 師	日 勤 8:30 ~ 17:15 8時間勤務、休憩60分	
機能訓練指導員	早 番 7:30 ~ 16:15 8時間勤務、休憩60分 遅 番 9:30 ~ 18:15 8時間勤務、休憩60分	
介 護 職 員	夜 勤 16:00 ~ 9:00 16時間勤務、休憩60分 ※夜勤は養護老人ホーム明鏡荘職員	

時 間 帯	介護職員の勤務人数
6:30 ~ 7:30	3人
7:30 ~ 8:30	4人
8:30 ~ 17:15	5人以上

17:15 ～ 18:15	4人
18:15 ～ 6:30	2人

※養護老人ホーム明鏡荘従業員の数も含む。

6 サービスの内容（介護予防含む）

特定施設サービス計画の立案	利用者個々について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで、一般型特定施設入居者生活介護サービス（介護予防含む。）に係る目標及びその達成期、サービス内容、サービスを提供するうえでの留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画を作成します。
利用者の安否確認	利用者の日常の心身の状況、生活状況について、常に気を配ります。
生活相談等	生活相談員をはじめ従業員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。
食 事	朝 食 8時00分 ～ 昼 食 12時00分 ～ 夕 食 17時30分 ～ ・食事は利用者の摂取状況に合わせて調理します。 ・医師の指示による食事の提供を行います。 ・利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。
入 浴	特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画に沿って、利用者の状況に応じた入浴の介助、または清拭を行います。
排 せ つ	要支援の利用者：利用者の状態に応じ、排せつの自立のため一部介助を行います。 要介護の利用者：利用者の状態に応じ、排せつの自立のため一部又は全部の介助を行います。
離床、着替え、整容等の日常生活上の世話	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう支援をします。
健 康 管 理	年2回の健康診断を実施します。また、毎月2回、診察室にて嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。その他精神科医の相談も受けられます。なお、嘱託医以外への外来及び入退院は原則として、家族に実施していただきます。（介添えが必要な場合には、費用がかかる場合があります。） 口腔衛生の管理を計画的に行います。
理 美 容	毎月、理美容の機会を設けています。実費負担で利用いただけます。希望する方は申出ください。（料金は理美容業者へ直接お支払いください。）
所持品の管理	原則として居室内で自己管理をお願いします。

レクリエーション	年間をとおして利用者の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものがあります。別途費用のかかるものについては、その都度説明をします。
買物	月に数回、身の回りの物品や嗜好品等の販売を行っています。購入する場合は、実費負担で利用いただけます。（料金は販売業者へ直接支払となります。）
介護保険給付対象外のサービスの取扱い	1 以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。 (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用として ・基準回数(週2回)を超える入浴介助……2,540 円/回 ・基準回数(週1回)を超える居室清掃……1,110 円/30 分以内 ・協力医療機関以外への通院介助………2,220 円/時間 ・協力医療機関以外への入退院時の同行…2,220 円/時間 ・買い物代行(朝日町内)………1,110 円/30 分 ・買い物代行(上記以外の区域)………2,220 円/時間 (2) 日常生活用品の購入代金等、日常生活に要する費用で利用者が負担することが適当であるものにかかる費用……実費 【負担することが適当である物品の例】 衣服、紙おむつ、紙パンツ、履物、歯ブラシ、外部クリーニング インフルエンザ予防接種、外部施設入場料、外食代、その他注文品等 2 利用料金の支払い方法 自己負担となる料金は、月末に計算し翌月末までの支払となります。
サービス利用契約の終了について	契約期間満了の7日前までに入居者から契約終了の申入れがない場合は、契約は更に6か月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以降も同様の取扱いとなります。 契約期間中に、以下のような事由、事項に該当するに至った場合は、施設との契約は終了となります。 ①利用者が死亡された場合 ②利用者から中途解約、又は契約解除の申出があった場合 契約の終了を希望する日の7日前までに解約、解除届出書を提出してください。 ③利用者が他の介護保険施設等へ転籍の場合 ④事業所から契約解除を申出た場合 ⑤要介護認定等により、心身の状況が自立と判定された場合 ⑥法人が解散、破産した場合もしくは、やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 ⑦事業所が介護保険の指定を取消された場合又は指定を辞退した場合 ⑧事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービス提供が不可能になった場合 (1) 事業所からの契約解除 以下の事項に該当する場合には、15日間の予告期間において本契約を解除する場合があります。 ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項

	について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 ②利用者によるサービス利用料金の支払いが1か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合 ③利用者が故意又は重大な過失により、事業者又は従業者もしくは、他の利用者等の財物、信用を傷つけ又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 ④利用者の行動が、他の利用者や従業者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあったり、あるいは利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合 (2) 契約が解除された場合 本契約が解除された場合には、当該サービスにかかる条項は、その効力を失います。
サービス提供における事業者の義務	事業所は、利用者に対しサービス提供するに当たって、次のことを遵守します。 ①利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。 ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認を行います。 ③サービスを行っているときに、利用者の病状に急変が生じた場合のほか、必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、あらかじめ届出をいただいている緊急連絡先へも速やかに連絡を行います。 ④非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。また地域住民の協力を得た訓練も行います。 ⑤利用者が受けている介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な支援を行います。 ⑥利用者に対して提供したサービスについて記録を作成し、10年保存するとともに、利用者の希望に応じて開示しその写しを交付します。 ⑦利用者に対する身体拘束、その他行動を抑制する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。 ⑧感染症や非常災害が発生した場合、早期にかつ継続的にサービス提供ができるよう、業務継続計画に基づき定期的に必要な研修及び訓練を行います。また感染症及び食中毒等の予防及びまん延防止のため、定期的に必要な研修及び訓練を行います。感染症対策委員会を定期的に開催し、結果を職員全員で共有します。 ⑨サービス提供に係る資質の向上を図るため、全ての職員が各種研修を受講することとします。 ⑩生産性向上委員会を設置し、介護サービスの質の向上に資する

	取組を推進します。 事業所及び従業者は、サービスを提供するにあたって、知り得た利用者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、利用者に医療上の必要がある場合は、医療機関等に利用者の心身等の状況を提供します。また、利用者の円滑な退所のための支援を行う際に、情報提供を必要とする場合には、利用者の同意を得て行います。
サービス利用に関する留意事項	建物・設備の利用上の注意義務等 ①建物、設備、敷地はその本来の用途に従って利用してください。 ②利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上、必要があると認められる場合には、事業所及び従業者が利用者の居室内への立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。 ③故意又はわずかな注意を払えば、避けられるにもかかわらず、建物、設備を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、利用者の自己負担により、現状に復するか又は相当額を支払いただく場合があります。

7 居室

居室の内容	当事業所の居室は個室1室、多床室（2人部屋）21室です。入所後、利用者の状況に応じて居室変更する場合があります。
居室移動に関する事項	(1)利用者は原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所内に利用していない居室がある場合に限り利用者の希望に応じ、居室を移動することができます。 ①日照、採光などの環境がより適切なサービスを提供するうえで著しい支障があるとき ②現に利用している居室の設備等がより適切なサービスを提供するうえで著しい支障があるとき ③より適切なサービスを提供するうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき ④その他、既に利用している居室がより適切なサービスを提供するうえで、利用者の日常生活上著しい支障があるとき (2)事業所の管理者は、一般型特定施設入居者生活介護（介護予防含む。）の提供に著しい支障があると認めるときは、利用者の同意を得て居室を移動させることができます。

8 苦情等申し立て先

相談窓口	(1) 苦情解決責任者 施設長 伊藤 政 明 (2) 苦情受付担当者 副荘長 松 田 としみ 受付場所及び時間 明鏡荘事務室 9:00～16:00（月～金） 電話番号 0237-68-2521 (3) 第三者委員 ① 庄司静子 （有識者） ② 沖津 恵子 （学識経験者）
------	--

	③ 五十嵐 洋子（地元婦人会代表） （４）朝日町役場健康福祉課 電話番号 ０２３７－６７－２１１６ （５）利用者の介護保険者各市町担当課 ※その都度各々の利用者の保険者を記載する。 （６）山形県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 電話番号 ０２３７－８７－８００６ （７）山形県社会福祉協議会 山形県福祉サービス運営適正化委員会 電話番号 ０２３－６２６－１７５５
--	--

９ 協力医療機関及び協力歯科医療機関

医療機関の名称	朝日町立病院
所在地	西村山郡朝日町大字宮宿８４３
電話番号	０２３７－６７－２１２５
診療科	内科、外科、整形外科、眼科
医療機関の名称	石見歯科医院
所在地	西村山郡朝日町大字宮宿１１６２
電話番号	０２３７－６７－２０４２
診療科	歯科

１０ 安否確認の方法及び手順

安否確認の方法及び手順	朝、昼、夕の各食事時間に所在を確認します。確認がとれない方については居室を訪問し、所在と安否を確認します。体調が優れない方や、状態観察が必要と判断された方は、定期的に従業員が居室に出向き安否を確認します。
-------------	--

１１ 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「養護老人ホーム明鏡荘防災計画」に則り、対応を行います。			
平常時の訓練等	別途定める「養護老人ホーム明鏡荘防災計画」に則り、年２回以上の夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	設置あり	消火用散水栓	３か所
	火災報知器	３台	火災通報装置	設置あり
	誘導灯	２９台	非常放送設備	設置あり
	ガス漏れ警報機	設置あり	非常用電源	設置あり
	防火扉・シャッター	８か所		

1 2 事故発生の防止及び発生時の対応について

事故発生の防止及び発生時の対応	① 事故防止のための指針に基づき、委員会及び研修を開催し事故報告及び分析・改善策の周知を図ります。 リスクマネジメント委員会主務者 副荘長 松 田 としみ ②事業所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は県、市町村、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じるとともに事故の状況及び事故に際して取った処置について記録します。
-----------------	---

1 3 損害賠償について

損害賠償	(1)事業所の責任により利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。 (2)事業所は、事故の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合に、事業者は損害賠償責任を免れます。 ①利用者（その家族、身元引受人等も含む。）が契約締結に際し、利用者の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにより、損害が発生した場合。 ②利用者（その家族、身元引受人等も含む。）がサービス実施に当たって、必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことで、損害が発生した場合。 ③利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由により損害が発生した場合。 ④利用者が事業所もしくは従業員の指示に反して行った行為により損害が生じた場合。
------	--

1 4 当事業所を利用するに当たっての留意事項

来荘・面会	来荘者は必ず職員に声をかけてください。 面会は午前9時～午後8時までの時間内をお願いします。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出ください。
嘱託医師以外の医療機関への受診	嘱託医師の診療科目外の受診については、地域の医療機関を利用していただきます。交通手段は、タクシー等を自己負担で利用していただきます。
居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用してください。これに反した利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。
迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はやめてください。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	利用者の状況、希望に応じて施設が管理することも可能です。

現金等の管理	利用者の状況、希望に応じて施設が管理することも可能です。
宗教活動・政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動、政治活動はできません。
動物飼育	事業所内への動物、植物の持ち込み及び飼育はできません。

1 5 虐待防止・身体拘束の廃止について

虐待防止・身体拘束の廃止	虐待防止・身体拘束等廃止に係る指針を整備するとともに、担当者を定め対策等を検討する委員会を開催します。また委員会での検討内容を職員に周知し虐待防止・身体拘束等廃止に努めます。虐待の防止及び身体拘束等の廃止のための研修を定期的実施します。 虐待防止・身体拘束等廃止推進担当者 副荘長 松 田 としみ
緊急やむを得ない場合の対応	緊急やむを得ない状況が発生し身体拘束等を行う場合は、次の方法により実施します。 (1)実施にあつては関係職員の出席するカンファレンスを開催し、代替策の有無、身体拘束等の理由、対応策の確認、必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性及び経過確認の方法について検討します。 (2)身体拘束等の実施については当該利用者又は家族等から書面により同意を得るとともに、実施期間中の状況、経過記録を作成します。 (3)身体拘束が必要な状況が解決した場合は速やかに拘束を解除します。

1 6 第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実 施 日	令和 年 月 日
		評価機関名	
		結果の開示	
	② なし ※施設独自に第三者評価を実施しています。		

1 7 サービス料金について

別紙「サービス料金表」のとおり

明鏡荘一般型特定施設が行う一般型特定施設サービス提供（介護予防含む。）の開始に際し、本書面を交付し重要事項の説明を行いました。

説明者職・氏名 _____ 印

氏 名 _____ 印 _____

本人との続柄_____

氏 名 _____ 印 _____